65歳までの雇用確保措置が完全義務に

70歳就業時代に向けたシニア人材活性化策



ことし4月から65歳までの高年齢者雇用確保措置が完全に義務付けられ、 介護離職防止のための雇用環境整備も求められています。

労働力不足解消に向けて、法的義務への対応にとどまらないシニア人材の活性化策と事例を紹介します。

1 シニア人材に関連する法改正 2 シニア人材の意欲と能力を引き出すには 3 シニア人材の公正な処遇とは 4 シニア人材の活性化事例

企業実務 2025. 6 22

シニア人材に関連する

年金不足等を背景に、シニア人材 策主体で推し進められています。 れるような環境・制度づくりが政 がより長く、よりよく働き続けら 少子高齢化による労働力不足や

65歳までの雇用確保措置が 完全に義務化

法の経過措置が終了し、65歳まで 義務化されました。 の高年齢者雇用確保措置が完全に 年に施行された高年齢者雇用安定 ことし3月をもって、2013

準を定めることが認められていま 以上の年齢の従業員について、継 定する基準を定めていた事業主 続雇用制度の対象者を限定する基 金の報酬比例部分の支給開始年齢 により継続雇用制度の対象者を限 2012年度までに、労使協定 経過措置として、老齢厚生年

によって、 制度の対象者を限定することが完 基準を設けて継続雇用 今回の経過措置 日の終了

> した。 措置を行なうことが義務化されま らは、例外なく、次のいずれかの全にできなくなり、ことし4月か

1 定年制の廃止

2 65歳までの定年の引上げ

雇用制度の導入 希望者全員の65歳までの継続

務となっています。 までの就業機会の確保」が努力義 いては、2021年4月に「70歳 なお、高年齢者雇用安定法にお

高年齢雇用継続給付の縮小

雇用 る の雇用保険被保険者に支給され 給付 る場合は、 最大10%に引き下げられました。 き続ける60歳以上65歳未満の一定 金が75%未満に低下した状態で働 しが必要となります。 ことし4月から高年齢雇用 高 の支給率が、 後等の賃金制度を設計してい 年齢雇用継続給付を前提に再 (60歳到達等時点に比べて賃 給付の縮小に伴う見直 最大15%から、

2

介護離職防止のための 用環境整備

が 施行され、シニア人材を活用す 同時に、改正育児・介護休業法 介護離職防止のための

行なわれるよう、次のいずれかの の短縮等の措置) する制度、深夜業の制限に関する する制度、 する制度、所定外労働の制限に関 護両立支援制度等(介護休暇に関 境整備」について、介護休業や介 度、介護のための所定労働時間 時間外労働の制限に関 の申出が円滑に

1 に関する研修の実施 介護休業・介護両立支援制度 した。

談窓口設置) に関する相談体制の整備 自社の労働者の介護休業取 介護両立支援制度等の利用 (相

の事例の収集・提供

されています。

今後も段階的に縮小、

廃止が検討

高年齢雇用継続給付は、

認が義務化されました。 雇用環境整備と個別周知・意向確 について、 る際の課題として挙げられる介護 「介護離職防止のための雇 用 環

措置を行なうことが義務化されま 介護休業・介護両立支援制度

図表1 シニア人材に関する法的義務					
	~60歳	60~65歳	65歳~70歳		
高年齢者 雇用安定法	60歳未満の定年禁止 (1994年~)	65歳までの雇用確保義務 (2013年~) (①~③のいずれか) ① 定年制の廃止 ② 65歳までの定年引上げ ③ 希望者全員の65歳まで の継続雇用制度の導入	70歳までの就業機会の確保の努力義務(2021年~) (①~⑤のいずれか) ① 70歳までの定年引上げ ② 定年制の廃止 ③ 70歳までの継続雇用制度の導入 ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 a 事業主が自ら実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行なう社会貢献事業		
育児・介護	↑護両立支援制度等の個別の周知・意向確認、早期の情報提供の義務(①②のいずれも) ① 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務				
休業法	②介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供の義務	_	_		

23 企業実務 2025. 6

4 関する方針の周知 護両立支援制度等の利用促進に 自社の労働者へ介護休業・介

する個別の周知・意向確認」と 認等」も義務化され、「介護に直 要があります。 歳等)での情報提供」を行なう必 面した旨の申出をした労働者に対 介護に直面する前の早い段階 正のための個別の周知・意向確 同改正法では 「介護離職 $\widehat{40}$

整理しました(前門図表1)。 シニア人材に関する法的義務を

シニア人材の雇用確保の

よると、 者雇用状況等報告」(図表2)に 厚生労働省の令和5年「高年齢

となっています。定年の廃止また は引上げ 継続雇用制度の導入は69・2% 定年の引上げは26・9% 定年制の廃止は3・9% (●+2) に踏み切る企

大きく増加していることがわかり 止または引上げに踏み切る企業が は引上げ 業は30%を超えました。 したから、 2019年は、 (**1**+**2**) は22・1%で この4年間で定年の廃 定年の廃止また

> 理由と想定されます。 模の企業のほうが多く、 切る企業は従業員300 るニーズがより深刻であることが 模の小さい企業のほうが新卒採用 しく、現有人材の雇用延長に対す などによる定期的な人材確保が難 定年の廃止または引上げに踏 これは規 人以下規

能性があります。 で、5代~6代での、より規模の 業が先行して整備していくこと 長く働ける就業環境」を小規模企 大きい企業からの転職が増える可 今後も、「60歳前と変わらずに

以降、 施済みの企業は29・7%でした。 は、70歳以上の就業確保措置を実 確保」については、 えているようです。 機会の確保」が努力義務となって 2021年に「70歳までの就業 また、「70歳までの就業機会の 少しずつ取り組む企業が増 2023年

シニア

材の意欲

3, 材活用において先端的であるとい 業機会の確保」においても小規模 が実施しており、 企業が先行していることがわかり 従業員数300人以下では30 に取り組む企業は、 301人以上では22・8% 「70歳までの就業機会の確

「高年齢者雇用状況等報告」(厚生労働省発表)

●65歳までの雇用確保措置						
雇用確保措置	企業規模	2023年	2019年	増加率		
	全企業	3.9%	2.7%	1.2%		
● 定年制の廃止	301人以上	0.7%	0.5%	0.2%		
	300人以下	4.2%	2.9%	1.3%		
	全企業	26.9%	19.4%	7.5%		
2 定年の引上げ	301人以上	17.4%	11.1%	6.3%		
	300人以下	27.7%	20.4%	7.3%		
♠ 继续宣田制度	全企業	69.2%	77.9%	-8.7%		
❸ 継続雇用制度の導入	301人以上	81.9%	88.4%	-6.5%		
の守八	300人以下	68.2%	76.7%	-8.5%		

●70歳までの就業確保措置						
雇用確保措置	企業規模	2023年	2021年	増加率		
	全企業	3.9%	4.0%	-0.1%		
● 定年制の廃止	301人以上	0.7%	0.6%	0.1%		
	300人以下	4.2%	3.3%	0.9%		
	全企業	2.3%	1.9%	0.4%		
2 定年の引上げ	301人以上	0.6%	0.5%	0.1%		
	300人以下	2.4%	1.8%	0.6%		
♠ 继续宣用制度	全企業	23.5%	19.7%	3.8%		
❸ 継続雇用制度 の導入	301人以上	21.3%	16.6%	4.7%		
の寺八	300人以下	23.7%	20.0%	3.7%		
4 創業支援等	全企業	0.1%	0.1%	0%		
● 創業支援等措置の導入	301人以上	0.2%	0.1%	0.1%		
旧匠の寺八	300人以下	0.1%	0.1%	0%		

※300人以下の企業は従業員数21人以上300人以下。 2019年、2021年の調査は従業員数31人~300人の調査結果を表示

図表2

「70歳までの就 シニア人

理念とは シニア人材活用の

年に制定されて以降、 されてきました。 高年齢者雇用安定法は1986 何度も改正

年には 義務」 までの雇用確保措置の努力義務 記され、 1986年に また、 が明記された後、 1998年に施行されま |60歳定年の義務化| 2000年に「65歳 「60歳定年の努力 1 9 9 4 が明

が明記された後、 経過措置の終了です)。 義務化は、2013年の法改正の 全施行となりました(今回 化」が明記され、2013年に完 「65歳までの雇用確保措置の義務 2004年には 「の完全

的とされています。雇用機会を確 働き続けられる環境の整備 年齢までは)意欲と能力に応じて 年齢者が少なくとも年金受給開始 備」が強調されているのです。 に応じて働き続けられる環境の整 保すること以上に、「意欲と能力 特に2013年の改正は が目 「(高

ません。

福祉的雇用からの

は処遇制 であり、「義務化」に対応すべ まだ多いように思われます。 あるという認識がいまだに一般的 ては、年金受給開始年齢の引上げ 高年齢者の雇用確保措置につい しているという考え方 「仕方なく」シニア人材を雇 度) 法律で強制された雇用で の会社・組織がまだ もしく

は二の次となっています。 学習院大学名誉教授の今野浩 処遇を施しているにとどまって '仕方なく」 雇用し、 シニア人材のモチベーショ ある程度

用に本気になったとしても、

却し、シニア人材の意欲と能力を とに真剣に取り組まなければなり 引き出して本格的に戦力化するこ 0) シニア人材を雇用している状態を 福祉的雇用」と呼んでいます。 近年の労働力不足の下では、こ 「福祉的雇用」の考え方から脱 義務化によって仕方なく

引き出していく」ことが、 り、「シニア人材の意欲と能力を なっていきますが、非常に層の厚 しれません。 確保の鍵であるとさえいえるかも ることは極めて難しい課題であ いこの世代の代替労働力を確保す 団塊ジュニア世代がシニア人材と これから、バブル期入社世代と 労働力

まずは会社側の認識の

4

従業員数に占める

「50歳以上

従業員数の比率」

と能力を引き出すことに「本気に び上司)側が、シニア人材の意欲 出すための第一歩は、 的雇用」のように捉えられていま なる」ことです。 シニア人材の意欲と能力を引き 先に述べたように、シニア人材 雇用は、過去の経緯から「福祉 経営者だけがシニア人材の活 会社(およ

> ないかもしれません。 的雇用」の認識から脱却できてい シニア人材さえ)いまだに 0) 従業員は(ときには当事者たる 「福祉

ことのリスク シニア人材を戦力化しない

ず経営陣と認識を共有します。 場合、次の4項目について、今後 1 変化をなるべく正確に把握し、 15年程度のシニア人材の人員構成 筆者がコンサルティングに入る ま

毎年の定年退職者数

とします) 雇用満了者数(定年退職者は全 員再雇用を希望することを前提 毎年の定年後再雇用者数と再

3 用者数の比率 従業員数に占める定年後再雇

把握できたら、定年退職者が全員 とが重要です。 ながら、具体的に想像してみるこ 採用(および定着)が現実的に可 ていくなかで、定年退職者補充の ます。国内生産年齢人口が減少し い)場合の採用について考えてみ 退職する(誰も再雇用を希望しな ①の「毎年の定年退職者数」が 地域性なども考慮し

踏まえると、定年退職者を戦力外 とみなすことはできない、 市場での人材獲得競争の厳しさを 新卒初任給の上昇や、 中途採用 という

にわたって上昇し続け、比率が り、「従業員数に占める定年後再 ことがはっきりするでしょう。 もあります。 20%超に達すると予想される企業 雇用者数の比率」が今後10年以上 ル期入社従業員の定年退職によ らい上昇するのか、確認します。 年後再雇用者数の比率」がどのく そして③の「従業員数に占める定 現在よりもどれだけ増えるのか、 高い人材の数です。この人数が、 チベーションが低下する可能性が 福祉的雇用の考え方のままではモ ②の「定年後再雇用者数」は、 筆者のクライアントでは、バブ

と思いませんか。 働き手から敬遠されそうな組織だ も懸念されますが、 みてください。生産性の低下など 態」となっている組織を想像して でモチベーションが低下した状 従業員の5人に1人が「再雇 何より、

わが身」と捉えます。 者の職務や処遇をみて、 歳以上の従業員は、定年後再雇用 また、定年まで数年となった50 「将来

25

図表3 シニア人材が働く動機(マズローの5段階欲求による例示)

自分の経験や専門性を活かしたい 自己実現欲求 好きな仕事をしていたい 会社や職場から必要とされたい 承認欲求 会社や社会の役に立っていることを実感したい 組織や仲間とつながっていたい 社会的欲求 会社に恩返しがしたい 慣れた職場・仕事で、安定的に働きたい 安全欲求 自由に使えるお金を稼ぎたい 生活のために、賃金や福利厚生が必要 生理的欲求

会社 以上従 感が真っ先に伝わりやすい を真剣に考える必要があります。 これらの数字に基づい モチベーショ 60 人材の意欲と能力を引き出すこ 歳 組織は、 業員数の比率(④)」が高い 65 歳 シニア人材の活躍 ンや仕事 以上のシニア人材 て一シニ への空気 · 「50歳

にはならないでしょうし、

昇格や

昇進の限

「界がみえている50代従業

早

・々にモチベ

ーションの

低

据えて自己研鑽に励もうという気

と感じられなければ、

定年後を見

ある職務や処遇が与えられ

ている が

定年後再雇用者に、

やり

0

迫感を共有する必要があります。 感を経営陣と共有します。 業継続が難しくなる」とい とに本気で取り組まなければ、 経営陣の次は、 管理職とも切 、う切迫 もちろ 事

把握する

チベーションとは

ションが低い」などとステレオタ なる意欲と能力を引き出して活 イプにみるのではなく、 考え方、すなわち、シニア人材を の活性化には、ダイバ 力の種類も多様です。 「成長は期待できない」「モチベー シニア人材は、意欲の程度も能 という基本的な認識が必要か シニア人材 ーシティの 個々に異 か

シニア人材が働く動機 (例)

されます。 も働き続ける動機」に大きく左右 シニア人材の意欲は、 「定年後

ひとつではないかもしれません どうすれば会社は、 「定年後も働き続け 「動機 の種類がわかれば、 そのシニア る動 機 は

シニア人材の意欲と能力を

シニア人材の労働に対するモ

もしれません。

当てはめて考えてみましょう 古典的です マズローの5段階欲求理論に が、 わかりやすい **図** 0

マズローの5段階欲求

満たすことができるか」 人材が定年後も働き続ける動機を ポイントは、 「定年後も働き続

を考える

26

しれないこと、です。 続ける動機」が変化しているかも と、そして、定年前後では ける動機」は人それぞれであるこ 働き

 $\underbrace{\lambda}_{\circ}$ 正直に答えたりするとは限りませ が、全員がうまく表現できたり、 トに聞いてしまう方法もあります は何ですか?」と一律でストレー です(「再雇用時に重視すること 個々人ごとに把握することが重要 て「定年後も働き続ける動機」を の機会を増やし、 けず、個々のシニア人材との対話 要するに、会社や上司が決め 面談などを通じ

シニア人材に求めるべき能力

能力が大きく変わります。 業務が変わる場合は、 で同じ仕事に従事する場合であっ シニア人材の能力は、 当然ながら、 求められるものが変化しま 定年前後で従事 求めら 定年前後 れる

求められる能力」の代表例です。 られる能力は 図表4は、 一要なのは、 定年前後で変化する 「シニア人材に求 (定年前後で)

図表4 定年前後で変化する 求められる能力]				
定年前		定年後		
自律的に判断・行動して、成果・結果を示す能力		(経験があることでも)勝手に判断・行動せず、自より若い世代の判断や行動をサポートする能力		
率先垂範して指導し、育てる能力		後輩の強み・特長を見つけ、引き出す能力		
明確な方針や指示を伝えて、徹底させる 能力		傾聴し、相手から相談される能力		
率先して職場を盛り立てる能力		幅広い視野で職場を見渡し、さりげなくサポートす る能力		
目標に向かって自分を成長させる能力	0	期待役割に合わせて、自分を柔軟に変化させてい く能力		

あります。 作業などは、パフォーマンスが下 久力、集中力を必要とする細かな す。一般論として、身体技能や持 うな仕組みを整備している企業も 維持要件を定めることで、シニア ように、個人差があります。 力の低下には、能力の伸びと同じ がっていくでしょう。 って低下していく場合がありま 人材が安全に業務に従事できるよ いる企業には、業務によって能力 筆者がコンサルティングをして そして、能

シニア人材の能力は、

加齢に伴

考慮した対応

シニア人材特有の能力特性を

です。 (3)

認識できるように、

シニア人材用

の評価制度を整備することが必要

を、

シニア人材とその上司が共に

そして、

求められる能力の変化

方式を採用しています。 年延長ではなく、従事業務に合意 見直しを行なうために、あえて定 能力の変化を踏まえて従事業務の したうえで再雇用契約を更新する その企業は、60歳以降は意欲

りがいないから無理してシニア人 が高くなっていくと、ほかに代わ 慮した働き方の仕組みづくりと併 持続的でない労働供給に依存する 企業も出てくることでしょう。 材を活用せざるを得ない、という 刻になり、シニア人材への依存度 「危険」を防止するための仕組み このような、 なお、今後、人手不足がより深 シニアの身体特性に配 スキルや労働力が

仕組み再雇用で賃金が低下する

明記されています。 に向けた見直しに努めること」と 力、職務等の要素を重視する制度 る賃金・人事処遇制度から、能 の①では、「年齢的要素を重視す 及び運用に関する指針」第2の4 「高年齢者雇用確保措置の実施

ようか? 賃金制度といえるのではないでし る賃金制度」にあたり、不公正な す。これは「年齢的要素を重視す て、定年を境に給与が低下しま しかしながら、多くの企業にお

るでしょう。 あり、不公正な制度であるといえ を境に給与を下げるのは不合理で みて合理的な水準であれば、定年 業務内容・貢献度などの観点から 仮に、定年前の処遇が、 能力・

評価・処遇を極力避けるので、定 しかしながら、 定年前に給与を下げるような 多くの企業で

必要はなくなります。

ば、

定年を境に給与を低下させる

下させる運用を行なうようにすれ

は、

せて進めましょう。

シニア人材の 公正な処遇とは 度などの観点からみて、 年時には、能力・業務内容・貢献

ます。 す。 ベルまで賃金を下げてしまおうと 祉的雇用の考え方で、最低賃金レ のと考えられます(ちなみに、福 いう企業は、減少してきていま 見直すという方法をとっているも ットして、合理的な水準の給与に そこで、定年を境に処遇をリセ

だけではなく、定年前の処遇制度 れます。 下するのは、再雇用後の処遇制度 に問題がある場合が多いと考えら すなわち、定年を境に給与が

力・職務の変化に応じて賃金を上 する制度」に見直すとともに、 から、能力、職務等の要素を重視 素を重視する賃金・人事処遇制度 定年前の処遇制度を「年齢的要 準の処遇になっている場合があり 割高な水

27 企業実務 2025. 6

<u>``</u>	図表5 定年後再雇用者の処遇の見直し事例						
		定年前	再雇用(改定前)		再雇用(改定後)		
J新	月 給	能力と貢献に 基づく昇給 (原則として降給なし)	定年前の70% (一律)	0	定年前と同じ		
	賞与	月給4か月 (評価で変動)	月給2か月 (一律固定)	0	職務と貢献に 応じた金額 (月給に連動しない) (平均で定年前の70%水準)		

に至りました。 げることが先決であるという結論 下させる運用」を適用するために 会社と管理職の評価能力を上

処遇の見直し事例定年後再雇用者の

能

力・職務の変化に応じて賃

5のように改定しました。 似させるために、給与体系を図表 年収ベースで「職務と貢献」に近 この企業では、定年後の処遇を

と運用は容易ではありません。

は、定年(60歳)前は能力給が主 筆者のあるクライアント企業

月給が下がることは極めて

仕組みが不可欠であり、その導入 や職務の価値を公正に評価できる 金を上下させる運用」には、能力

○か月)ではなく、職務レベルと た。また、賞与は月給比例(月給 がる」という認識がなくなりまし 持されるため「再雇用は給与が下 と貢献」に比例するようになりま ースでは、これまでよりも「職務 評価に応じたものとなり、年収べ 改定により、定年後も月給は維

力・職務の変化に応じて賃金を上 たが、定年前従業員について「能 まれな賃金制度を導入していまし

ち、月給の安定性(安心感)を確 となるよう設計しました。すなわ 者の比率が上昇する見込みであっ 者の人件費は上昇しましたが、 に変えたということです。 貢献」に応じて再配分する仕組み 保しながら、賞与原資を「職務と たため、総額人件費はほぼ横ばい 元々総人員に占める定年後再雇用 この改定により、 定年後再雇用

> 遇制度の再改定または定年延長を 検討することになるでしょう。 そのときには定年後再雇用者の処

員の人数や構成比はある程度推定 これからシニア人材となる従業

> 段階的な制度変更を計画的に行な れられる対策だと考えます。 の双方にとって、現実的に受け入 っていくことは、従業員と経営者 できるので、この企業のように、

シニア人材の

さまざまな変化へのケア 【事例1】 定年前後の

着手しました。 しを踏まえ、再雇用制度の改革に 確保が困難になっていくとの見通 A社(製造業)では、労働力の

配属されることも、 いていても、定年後は製造部門に 希望する従業員は約半数でした。 た設定)となっており、再雇用を なる高年齢雇用継続給付を意識し み(賃金の低下率に応じて対象と が最低賃金水準まで低下する仕組 また、定年前は事務系職種に就 原因でした。 改革前の再雇用制度では、処遇 再雇用率が低

として位置づけ、 そこで、再雇用者も基幹労働力 再雇用者の活性

下させる運用」を目指しており、

職務の変化に応じて賃金を上 定年前従業員について「能 この企業でも、

次のステップと

化および再雇用希望率の向上を図

費上昇には限界があることから、 引き上げたとはいえ、急激な人件 再雇用者の賃金は定年前の75%前 よび評価制度を見直しました。 るため、再雇用者の賃金水準、 ただし、再雇用者の賃金水準を お

後の水準に設定しました。

を開催し、再雇用後の賃金・評価 あることなどです。 代別平均賃金を上回っていること 低下した後の賃金水準が地域の年 した。説明内容としては、 制度を丁寧に説明することとしま を対象とした再雇用制度の説明会 同時に、毎年、57歳到達従業員 評価による昇給や賞与加算が 75 % に

も多かったのは、 説明を受けた従業員の反応で最 「再雇用後は大

企業実務 2025.

う印象を抱かせていたようです。 必要とされていないらしい」「再 明されないことで、 きく給与が下がると聞 雇用後は不遇になるらしい」とい った」というものでした。 また、労働力確保が必要なのは いと考えているのだなと思って 会社は定年を境に退職 そうではないことがわか 再雇用後の見通しが説 「自分たちは いて 再雇用 いたの

造部門と他部門の壁を低くするた 間交流と体力増強を図るなど、 前 する方針は変わりませんでした 製造部門であり、事務系職種であ めの交流施策を行ないました。 の抵抗感を和らげるため、 っても再雇用後は製造部門に配属 に製造部門の業務体験を行な 全社運動会を復活させ、部門 製造部門に配属されることへ . 再雇用

転は仕方がない」という後ろ向き な施策に過ぎず、 せんでしたが、 も従業員側も「法令上の義務的 雇用希望率も上昇しました。 向きに理解されるようになり、 や製造部門への配属は変わりま 結果として、 社においては、再雇用 継続雇用)に対して、 再雇用制度がより 再雇用時の給与低 待遇の低 下や配 (65 歳

> 年前 維持されなかったとしても、 を変化させることができました。 ていない」という後ろ向きの認識 **員側の「仕方がない」「期待され** 活性化に本気になったことで、 た。しかし、 の勤務条件 識からスタートしていまし 会社側が再雇用者の (業務や賃金) 従業 定 が

75歳までの継続雇用 [事例2]

成です。 50代以上の従業員が中心の人員構 手人材には不人気な業種であり、 B 社 (清掃サービス業) は、 若

に向けて、 を理解・習得できる人材だけを採 ル・施設ごとに異なる複雑な手順 はしっかりとした立居振舞や、 ビスを得意としており、 度を整備しました。 の採用競争力を高め、 用しています。 ィを備えたビル・施設の清掃サー るために、 B社は、最新設備・セ 50代以上のシニア人材 75歳までの継続勤務制 そして、 活性化を図 業容拡大 キュ 従業員に リテ ビ

率と給与水準を実現しています 清掃サービス業としては高い利益 採用競争力が高いとはいえま 社は、その事業戦略によ 業種 との給与水準比較で

ことを「魅力」とすべく、 れている従業員はいましたが、基 た(以前から65歳を超えて雇用さ 対内的・対外的に明確に示しまし で継続勤務が可能であることを、 -や手続きが不明確でした)。 そこで、 長く働ける会社である

も可能としました。 準の賃金で処遇され、 従事する従業員は、定年後も同水 るとともに、清掃サービス業務に B社では、 定年を65歳に延長す 昇格・昇進

契約更新)。 います(75歳以降は3か月単位の 75歳以降も契約更新が可能として と本人の双方が希望することで、 ます。また、顧客からの信頼が厚 績などを契約更新の条件としてい 70歳以降は半年ごとの契約更新と ただし、65歳以降は1年ごと、 健康診断の結果や出勤率の成 かつ、健康な場合には、会社

ニア人材が働きがいを感じやす るということを明言しており、 織風土を創り出しています。 B社では、 50代以上が主力であ シ W

うまくなじめなかった若手従業員 人材が多い」ことで、 方で、若手従業員がいないわ 「面倒見のよいシニ 他社では

> ることもできています。 をうまくフォローしながら育成す

といえます。 ア人材の活性化を図っている一例 主力であるという考え方で、 影響していますが、シニア人材が 心とならざるを得ない業種特性も В 社の場合には、 シニア人材中 シニ

*

義務化されました。 歳までの雇用」は、ことし、 2013年に法制化された「65

ってきています。 業・組織は立ち行かない状況に 年齢者雇用の制度ですが、 確保措置」としてスタートした高 支給開始年齢の引上げに伴う収入 のと想定されます。元々は「年金 材の存在感はより高まっていくも 福祉的雇用」の位置づけでは企 多くの企業・組織で、 シニア人 もは

こと」と捉えるのではなく、 かと考えます。 用することが、 とに「本気になる」機会として活 ア人材の意欲と能力を引き出すこ 法改正を「対応せざるを得 最も重要ではない シニ ない



役員COO、組織・人事コンサ コンサルティング株式会社執行 はりゅう としなり●クレイア ルタント。トーマツコンサルテ

29

ア・コンサルティング株式会社に参画。